

消費者行政のうごき

● 「新しい消費者行政を創る宮城ネットワーク」幹事会参加報告

10月2日(金)午後6時30分より、仙台弁護士会館において、新しい消費者行政を創る宮城ネットワーク(以下、消費者ネット宮城と略す)の幹事会が開催されました。

最近の情勢報告として、9月1日に設立された消費者庁・消費者委員会の活動及び地方消費者行政充実に向けた動きの報告がありました。消費者行政監視のための新組織「全国消費者行政ウォッチねっと」が9月30日に結成され、消費者ネット宮城も加入することとしました。

仙台弁護士会から、消費者相談窓口の高度化をはかるアドバイザー弁護士制度の検討について報告がありました。

幹事会では、消費者ネット宮城の設立1周年を記念したシンポジウムの準備について検討しました。消費者・行政・相談員・弁護士の連携を地域からつくりあげ、地方消費者行政の充実をはかっていくことを求めています。

「新しい消費者行政を創る宮城ネットワーク」 —設立1周年記念—

宮城県の消費者行政充実を 考えるシンポジウム

消費者庁・消費者委員会の設置によって、消費者行政一元化の歩みが中央で始まりました。消費者被害をなくし、消費者にとって安心できる社会を実現していくために、地方消費者行政の充実が今こそ求められています。消費者団体・行政・専門家の連携を地域からつくりあげ、地方消費者行政の充実をはかりましょう。

日時 2009年11月21日(土)
13:00~16:00

場所 仙台弁護士会館4階大ホール

主催 消費者ネット宮城

後援 宮城県、仙台弁護士会

● 平成21年度宮城県消費生活審議会報告

10月15日(木)午後5時から7時まで、宮城県庁9階第1会議室において、平成21年度宮城県消費生活審議会が開催されました。

委員の任期満了に伴い14人中9人が新たに委員に就任しました。宮城県生協連からは、加藤房子常務理事が、平成21年10月1日~平成23年9月30日の2年間審議委員を務めます。

環境生活部の今野純一部長の挨拶の後、会長、副会長の選任があり、会長に学校法人東北学院の関根正行常任理事、副会長に小野寺義象弁護士が選任されました。

その後、担当者から、宮城県

消費者施策推進基本計画の平成20年度実施状況について、ほぼ計画どおり進捗しているが、高齢者と若者への消費者被害対策がまだ不十分であるなどの報告がありました。また、宮城県消費者行政活性化計画の進捗状況について、市町村プログラム提出及び平成21年度事業実施内容、消費生活相談員の研修会開催や県内市町村への苦情処理アドバイザー事業などについての説明がありました。

委員から、「相談員のレベルアップも必要だが、雇用形態についても確認しておくべきだ。」

「被害実態把握のための製品や化学物質についての診断は必要。

相談員にとっても大事である。」

「市町村プログラムについて、もっと首長や担当職員などへ理解してもらい働きかけが重要。」など意見が出されました。

続いて、消費者行政の動向、消費生活相談の状況、多重債務問題対策、連鎖販売事業者に対する業務停止命令についての報告がありました。

最後に、初めて開催された消費者被害救済委員会の概要についての説明がありました。